岐阜県がん対策推進条例（案）の概要

背　景

昭和５７年以来、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっていることから、がんが県民の生命、健康にとって極めて重大な問題となっています。このため本県では、平成１９年４月施行の「がん対策基本法」第１１条の規定に基づき「岐阜県がん対策推進計画」を平成２０年３月に策定し、がん予防、早期発見、適切な医療の提供など各種対策に取り組んでいますが、この計画の着実な実施を確保するとともに、こうした取り組みを迅速に進め、県民の皆様を含む社会全体でがん対策を総合的かつ計画的に推進するために条例を制定します。

また、本県においては、子宮がん、卵巣がんの死亡率（平成２０年　出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター）がともに全国で７番目と他の部位と比べても高いことや、県民の皆様からのご意見として「がん相談支援センター」業務中で充実させてほしい内容に、がんに関する情報提供、相談以外では「セカンドオピニオン(診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くこと。)」という個別事項が過半を占めたことから、女性特有のがんの予防対策などを地域の課題（特性）と認識し、これを踏まえた条例とするものです。

概　要

１　目的（第１条関係）

本条例は、がんが県民の生命、健康に与える重要性に鑑み、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

２　県の責務（第２条関係）

県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等で構成される民間団体等関係団体と連携を図り、がん対策に関する施策を策定し、実施する。

３　県民等の役割（第３条・第４条関係）

県民は、食生活などの生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹（り）患に関する正しい知識を学び、がんの予防に細心の注意を払い、積極的にがん検診を受けるよう努める。

医師、保健師、看護師等がん医療従事者については、県が講じるがん対策に関する施策に協力するよう努める。

４　がんの予防及び早期発見の推進（第５条関係）

県は、がんの予防及び早期発見を推進するため、次にような施策を実施する。

一　がん検診受診率の向上のための施策
二　食生活などの生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する知識の啓発
三　がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上を図る施策
四　県庁舎、学校、病院など多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の推進
五　その他必要な施策

５　女性特有のがん予防対策の推進（第６条関係）

県は、女性に特有のがんに関する知識の普及、がん検診受診率の向上など、がんの予防対策の推進のために必要な施策を講じる。

６　がん患者等への支援（第７条関係）

県は、セカンドオピニオンを含めた相談体制の充実などがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講じる。

７　がん医療の充実（第８条関係）

県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるよう必要な施策を講じる。

８　在宅医療の充実（第９条関係）

県は、がん患者の意向により、住み慣れた家庭又は地域での療養が選択できるよう、在宅におけるがん医療の充実のために必要な施策を講じる。

９　緩和を目的とする医療の推進（第１０条関係）

県は、がん患者及びその家族が終末期を含め質の高い療養生活が送れるよう、がん患者の身体的な苦痛並びにがん患者及びその家族の精神的及び社会的な不安の緩和を目的とする医療を推進するために必要な施策を講じる。

１０　医療従事者の育成及び確保（第１１条関係）

県は、手術、放射線療法、化学療法等がん医療に携わる医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講じる。

１１　がん医療に関する情報の収集及び提供等（第１２条・第１３条関係）

県は、県民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、医療機関の診療情報などがん医療に関する情報の収集及び提供のために必要な施策を講じる。

効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん患者のがんの罹患、転帰（治療の経過及び結果のことをいう。）などの状況を把握し、分析するための取組であるがん登録を推進するために必要な施策を講じる。

１２　研究の推進等（第１４条関係）

県は、がんの予防及び早期発見、がん医療の技術の向上、がん患者及びその家族の身体的及び精神的な苦痛の軽減並びにがん患者の療養生活の質の向上のための研究が推進され、並びにその成果が活用されるよう、必要な施策を講じる。

１３　県民運動の推進（第１５条関係）

県は、保健医療関係者、企業、がん患者及びその家族等で構成される民間団体などと連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための活動を展開する。

１４　財政上の措置（第１６条関係）

県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

１５　施行日（附則関係）

本条例の施行日